
平成30年 第1回 芦屋町議会臨時会会議録 (第1日)

平成30年1月26日 (金曜日)

議事日程 (1)

平成30年1月26日 午前10時00分開会

日程第1 会期の決定

第2 会議録署名議員の指名

第3 諸般の報告

第4 議案第50号 芦屋町事務分掌条例の一部を改正する条例の制定について

第5 議案第1号 芦屋町一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第6 議案第2号 平成29年度芦屋町一般会計補正予算 (第4号)

第7 承認第1号 専決処分事項の承認について

【出席議員】 (12名)

1番 内海 猛年	2番 松岡 泉	3番 今田 勝正	4番 刀根 正幸
5番 妹川 征男	6番 貝掛 俊之	7番 田島 憲道	8番 辻本 一夫
9番 川上 誠一	10番 松上 宏幸	11番 横尾 武志	12番 小田 武人

【欠席議員】 (なし)

【欠員】 (なし)

事務局出席職員職氏名

局長 池上 亮吉 書記 中野 功明 書記 中山 理恵

説明のために出席した者の職氏名

町長	波多野茂丸	副町長	鶴原洋一	教育長	三柵賢二
モーターボート競走事業管理者	大長光信行	会計管理者	村尾正一	総務課長	松尾徳昭

企画政策課長	中西新吾	財政課長	柴田敬三	都市整備課長	松浦敏幸
税務課長	縄田孝志	環境住宅課長	井上康治	住民課長	岡本正美
福祉課長	吉永博幸	健康・こども課長	濱村昭敏	地域づくり課長	入江真二
学校教育課長	新開晴浩	生涯学習課長	本石美香	競艇事業局次長	藤崎隆好
企画課長	浮田光二	事業課長	木本拓也		

【 傍 聴 者 数 】 なし

午前 10 時 00 分開会

○議長 小田 武人君

おはようございます。

年頭に当たり、謹んで新年のお祝いを申し上げます。

本日、ここに御列席の皆様方とともに、平成 30 年の輝かしい新春を祝うことができますことは、大変喜ばしいことと存じます。

また、旧年中は、町政並びに町議会に対しまして、温かい御理解と力強い御支援を賜り、厚くお礼を申し上げます。

本年も昨年同様、町政並びに町議会に対しまして、御理解と御協力を賜りますことをお願い申し上げます。甚だ簡単ではございますが、新年の挨拶にかえさせていただきます。

それでは、会議を始めます。

ただいま出席議員は 12 名で、会議は成立いたします。よって、ただいまから平成 30 年芦屋町議会第 1 回臨時会を開会いたします。

それでは、お手元に配付しております議事日程に従って、会議を進めてまいります。

日程第 1. 会期の決定について

○議長 小田 武人君

日程第 1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日 1 日限りにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

日程第 2. 会議録署名議員の指名について

○議長 小田 武人君

次に、日程第 2、会議録署名議員の指名を行います。

署名議員については、芦屋町議会会議規則第 127 条の規定により、4 番、刀根議員と 8 番、辻本議員を指名しますので、よろしく願いいたします。

日程第 3. 諸般の報告

○議長 小田 武人君

次に、日程第3、諸般の報告を行います。

平成29年12月21日付で貝掛議員より、議会運営委員会委員の辞任願が提出されましたので、芦屋町議会委員会条例第12条第2項の規定に基づき、これを許可いたしました。

平成30年1月16日の民生文教常任委員会において松岡議員が互選されたとの報告がありましたので、芦屋町議会委員会条例第7条第4項の規定に基づき、松岡議員を議会運営委員会委員に選任しましたので、御報告いたします。

以上で、報告を終わります。

○議長 小田 武人君

お諮りいたします。日程第4、議案第50号については、総務財政常任委員会に審査を付託しておりましたので、これを議題とし、審査結果の報告を求めたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

総務財政常任委員長に審査結果の報告を求めます。総務財政常任委員長。

○総務財政常任委員長 松上 宏幸君

報告第1号、芦屋町議会議長、小田武人殿、平成30年1月12日、総務財政常任委員会委員長、松上宏幸。

総務財政常任委員会審査結果報告書、本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

議案番号、議案第50号、芦屋町事務分掌条例の一部を改正する条例の制定について、審査結果、賛成多数で原案可決です。

以上、報告を終わります。

○議長 小田 武人君

以上で、報告は終わりました。

ただいまから、審査結果の報告について質疑を行います。

総務財政常任委員長に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、総務財政常任委員長に対する質疑を打ち切ります。

以上で、質疑を終わります。

ただいまから、討論及び採決を行います。

日程第4、議案第50号について討論を許します。貝掛議員。

○議員 6番 貝掛 俊之君

議案第50号について、賛成の立場から討論をいたします。

この見直し後の体制を見ますと、芦屋町の強みを生かした形で地方創生を推進しているということがうかがえます。芦屋港活性化推進で地方創生、産業観光の振興で地方創生、そして教育委員会におかれましては、芦屋釜の振興でまた地方創生という形で、地方創生に関する意気込みがうかがえます。また、企画課に地方創生推進係がありますが、今、一番フットワークの軽い、働き盛りの係長が芦屋町を駆け回り、そしてまた、芦屋町の各課を駆け回って意見を集約して、そして財政と協議して地方関連の予算を取ってくる。地方創生の事業を進めていくといいと思っております。また地域振興係を環境住宅課に移すことで、町民の皆様、そしてまた区長さん等1つの窓口で案件が処理できるよう、利便性の向上が図られていると考えます。また別の視点からありますけれども、地方創生の関連予算は特別交付税に含まれており、これがまた、いくら芦屋町に地方創生の関連予算として下りていくかということは、非常に暫定が難しい状況でございます。ちなみに28年度の特別交付税の額は約3,800万、地方創生に関する予算は3,800万以下ということが考えられます。また芦屋港のレジャー港の推進に関する予算は、国、県から芦屋町に投資する予算、恐らくは20億、30億かかるのではないかと思います。そういったことから含めまして、国、県としっかりと交渉していく。そして、やはり責任の所在を明らかにするということから、この芦屋港活性化推進室をこのような形で位置づけることは、理にかなっていると考えます。以上のことから、議案第50号に対して賛成討論といたします。

○議長 小田 武人君

ほかにございませんか。妹川議員。

○議員 5番 妹川 征男君

議案第50号、芦屋町事務分掌条例の一部を改正する条例の制定について、反対討論をいたします。

事務の業務は、職員の皆様方が効率的に、能率的にですね、行うということで、私たち外野席のほうからですね、とやかく言うべきことではないと思いますが、2つの理由で反対せざるを得ませんので、討論を行いたいと思います。

1つ目は、組織機構の見直しについては、効率的な組織運営を目的として、事務分掌が変更される必要は時代の流れとともにあるかと思えます。また人口減少に歯どめをかけることを目的とした国の地方創生の総合戦略をつくる中で、地域課題の解決に向けた組織体制等を構築するためにも、組織機構の見直しは必要なことであるかと思えます。しかし、今回の芦屋町事務分掌条例

の改正項目の地域づくり課を産業観光課に改めることについて疑問視せざるを得ません。今日まで地域づくり課で業務が行われていた消費者行政に関する事項、地域コミュニティに関する事項、地域協働に関する事項の3つは環境住宅課の範疇に入ると言いますが、むしろ地域づくり課を残し、従来どおりでよかったのではないかと。そもそも地域づくり課という名称は、町民からしてみれば、なじみ深く、しかも定着しています。その名称をなくす必要があったのだろうか。少子高齢化社会の中、芦屋町の最大の関心事及び課題は人口減少に歯どめをかけること。自治区加入率低下現象をストップさせ、さらには加入率向上に向けた取り組みが必要です。町は全自治区、または全町民に訴え、そのための施策を一層高めることが求められているのではないのでしょうか。そういう意味で、地域づくり課をなくすということについては、疑問視せざるを得ません。

先日の朝日新聞では、移住ガイド田舎暮らしの本の中で住みたい町、住みたい田舎ベストランキング総合部門で、北九州は昨年度は32位であったのが、ことしは106自治体のトップに躍り出たというふうな記事がありました。北九州市の地方創生推進担当課長は、1979年をピークに人口の減少傾向が続く北九州市が移住施策に本腰。人口減少に歯どめをかけることを目的にした国の地方創生総合戦略をつくる中で、人口問題に向き合わなければならなくなったとコメントしております。町としては、全庁的な取り組みの中核として、地方創生推進担当課なるものを新設するべきではなかったらどうかと思わざるを得ません。

反対する理由の2つ目ですが、昨年、芦屋港活性化推進委員会設置の条例制定の際には、議会が設置した芦屋港湾活性化特別委員会との整合性について問われ、町は3つの約束をしていただきました。芦屋港活性化推進委員会は、昨年の8月より今日までに5回開催されています。しかもプレジャーボート係留施設専門委員会も開設されて、昨年の12月26日には開催されていますが、これまでにこの報告を受けておりません。芦屋港活性化特別委員会なるものがあるにもかかわらず、一度も報告を受けていない。例え我々、特別委員会からの要請がなくても、中間報告なるものを開催してよかったのではないかと。議会と情報を共有することなく、芦屋港活性化推進室を設置する条例を提案することは、手続上、妥当であったかというふうなことを疑問視します。芦屋港活性化推進委員会の会議資料などは毎回議員全員に配付されてはいますが、一方通行である。議会による理解を得ようとするならば、執行部のほうから議会特別委員会を開催していただきたい。そして情報を共有し合う。そういう中であって、芦屋港活性化推進室が必要なんだということを私たちに求めていただければよかったかと思えます。そういう意味で、手続上についてもですね、問題視せざるを得ませんので、反対といたします。

○議長 小田 武人君

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りいたします。日程第4、議案第50号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[挙 手]

○議長 小田 武人君

賛成多数であります。よって、議案第50号は、原案を可決することに決定いたしました。

以上で、採決を終わります。

○議長 小田 武人君

次に、新たな議案が提出されております。

お諮りいたします。日程第5、議案第1号から日程第7、承認第1号までの各議案については、この際一括議題として上程し、書記に議案の朗読をさせた上、町長に提案理由の説明を求めたいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長 小田 武人君

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

書記に議案の朗読を命じます。書記。

[朗 読]

○議長 小田 武人君

以上で、朗読は終わりました。

次に、町長に提案理由の説明を求めます。町長。

○町長 波多野茂丸君

皆さんおはようございます。

平成30年の新しい年を迎えました。平成30年の初議会でございますので、まずは新年の御挨拶を申し述べさせていただきます。

まずは新年明けましておめでとうございます。新しい年を迎え、皆さま方の御健康を心から祈念申し上げますとともに、常日ごろから町政振興のため、御尽力、御協力を賜っておりますことに対し、厚くお礼申し上げます。

さて、昨年7月には、朝倉市、東峰村を中心とした九州北部豪雨災害が発生しました。犠牲になられた方々の御冥福をお祈りするとともに、被災地の一刻も早い復興がなされますよう心より

お祈りいたします。

日本経済の情勢は、緩やかな回復基調が続く見通しではありますが、まだまだ地方経済まで及んでいる状況ではありません。つきましては、堅実かつ、メリハリのある行財政運営に取り組んでまいり所存でございます。何とぞ、議員各位の力強い御支援・御協力を心からお願い申し上げます、新年の御挨拶とさせていただきます。

それでは、本日提案いたしております議案につきまして、提案理由を御説明いたします。

議案第1号の芦屋町一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、平成29年度の人事院勧告に伴い、本町職員の給料月額及び勤勉手当の支給率を改定するものでございます。

次に補正予算議案でございます。

議案第2号の平成29年度芦屋町一般会計補正予算（第4号）につきましては、歳入歳出それぞれ500万円の増額補正を行うものでございます。

歳入につきましては、財政調整基金繰入金を増額計上しております。歳出につきましては、芦屋中学校手すり取り付け工事を措置したほか、給与改定に伴います給料等を増額計上しております。また、新後水団地建設事業費については、繰越明許の措置をしております。

次に承認議案ですが、承認第1号の専決処分事項の承認につきましては、地方税法施行規則の一部を改正する省令が平成29年12月18日に公布されたことに伴い、芦屋町税条例の一部改正について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により承認を求めるものでございます。

以上、簡単ではありますが、提案理由の御説明を終わります。

よろしく御審議くださいますよう、お願い申し上げます。

○議長 小田 武人君

以上で、提案理由の説明は終わりました。

それでは、ただいまから質疑を行います。

まず、日程第5、議案第1号についての質疑を許します。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、議案第1号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第6、議案第2号についての質疑を許します。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、議案第2号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第7、承認第1号についての質疑を許します。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、承認第1号についての質疑を打ち切ります。

以上で、質疑を終わります。

お諮りいたします。日程第5、議案第1号から日程第7、承認第1号までの各議案については、別紙のとおり、それぞれの常任委員会に審査を付託したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

ここでしばらく休憩いたします。

午前10時22分休憩

.....

午前11時10分再開

○議長 小田 武人君

再開いたします。

お諮りいたします。日程第5、議案第1号から日程第7、承認第1号については、それぞれの常任委員会に審査を付託しておりましたので、これを一括して議題とし、それぞれの審査結果の報告を求めたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

まず、総務財政常任委員長に、審査結果の報告を求めます。総務財政常任委員長。

○総務財政常任委員長 松上 宏幸君

報告第2号、芦屋町議会議長、小田武人殿、平成30年1月26日、総務財政委員会委員長、松上宏幸。

総務財政常任委員会審査結果報告書、本委員会は、本日付託を受けた議案について慎重審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定に基づき報告いたします。

議案番号、議案第1号、議題名、芦屋町一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、慎重審議の結果、満場一致で原案可決であります。

第2号、平成29年度芦屋町一般会計補正予算（第4号）につきましては、満場一致で原案可決であります。

承認第1号、専決処分事項の承認について、満場一致で承認、決定いたしました。

以上です。

○議長 小田 武人君

次に、民生文教常任委員長に、審査結果の報告を求めます。民生文教常任委員長。

○民生文教常任委員長 松岡 泉君

報告第3号、平成30年1月26日、芦屋町議会議長、小田武人殿、民生文教常任委員会委員長、松岡泉。

民生文教常任委員会審査結果について報告。本委員会は、本日付託を受けた議案について慎重審査した結果、決定しましたので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

議案第2号、満場一致、原案可決。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

以上で、報告は終わりました。

ただいまから、それぞれの審査結果の報告について質疑を行います。

まず、総務財政常任委員長に対する質疑を許します。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、総務財政常任委員長に対する質疑を打ち切ります。

次に、民生文教常任委員長に対する質疑を許します。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、民生文教常任委員長に対する質疑を打ち切ります。

以上で質疑を終わります。

ただいまから討論及び採決を行います。

日程第5、議案第1号について、討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、討論を終わります。ございませんか。

ただいまから、採決を行います。

お諮りいたします。日程第5、議案第1号について、委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔挙 手〕

○議長 小田 武人君

満場一致であります。よって、議案第1号は、原案を可決することに決定いたしました。
次に、日程第6、議案第2号について、討論を許します。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りいたします。日程第6、議案第2号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔挙 手〕

○議長 小田 武人君

満場一致であります。よって、議案第2号は、原案を可決することに決定いたしました。
次に、日程第7、承認第1号について、討論を許します。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りいたします。日程第7、承認第1号について、委員長報告のとおり、原案を承認することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔挙 手〕

○議長 小田 武人君

満場一致であります。よって、承認第1号は、原案を承認することに決定いたしました。

以上で、討論及び採決を終わります。

----- . ----- . -----

○議長 小田 武人君

以上でもって本日の議事は全て終了いたしました。これをもって本日の会議を閉じ、あわせて、平成30年芦屋町議会第1回臨時会を閉会いたします。

午前11時15分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員